

韓国農協中央会の事業構造再編に関する研究

—農協中央会事業の子会社化・持株会社化を焦点に—

共生農業資源経済学講座 協同組合学分野

中野達之

(背景と目的)

2012年3月2日、韓国において2011年改正農協法が施行され、農協中央会（韓国農協における全国段階の連合会であり、わが国のJA全農、農林中央金庫、全共連、JA全中などに相当する事業を行う）から経済事業と信用・共済事業が分離され、これらの受け皿として農協経済持株会社と農協金融持株会社が設立された。また、信用事業は農協銀行として、共済事業は農協生命保険と農協損害保険として子会社化され、農協金融持株会社の傘下へ編入された。経済事業は2017年までに順次子会社化され、農協経済持株会社の傘下へ編入される。

今次の再編は、これまで兼営されてきた農協中央会の経済事業と信用・共済事業を分離するという点のみならず、協同組合の連合会である農協中央会の事業の大部分を株式会社である持株会社・子会社へ分社化するという点で非常に特徴的であるが、わが国においては十分に研究されているとはいえない。そこで本論文では、今次の再編について、特に持株会社・子会社という形態がとられるに至った背景について包括的に分析した。

(結論)

今次の再編の背景は2つある。

第1の背景は、経済事業に対する資源配分の過少である。農協中央会の資源配分は収益性の高い信用・共済事業を中心に行われてきたため、経済事業は量的には拡大してきたものの、質的には停滞しており、組合員などから強く批判されてきた。経済事業に配分されるべき資源が信用・共済事業へ配分されることがないよう、経済事業と信用・共済事業の法的分離が1990年代から要求されてきたが、農協側は、信用・共済事業からの内部補助がなければ経済事業は収益性を追求せざるを得ないなどとして事業分離に反対してきた。

第2の背景は、2007年から2008年にかけて発生した世界的な金融危機である。金融危機を受けて信用・共済事業の収益性は著しく低下し、自己資本比率規制の強化などの外部環境変化のために低収益は長期化すると考えられたため、内部補助の前提が失われ、事業分離に対する農協側の反対は後退した。この結果、事業分離は急速に進展するとともに変容した。経済事業は内部補助を前提としない利益責任単位として位置づけられ、組合員の便益とともに合理化・効率化が強く求められるようになり、子会社化・持株会社化が推進された。また、信用・共済事業は、協同組合の出資金を資本として認めない国際財務報告基準への対応などのため、子会社化・持株会社化が不可避だった。